

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和7年4月1日作成)

法令名	北海道立道民活動センター条例
根拠条項	第12条第3項
使用許可等の種類	利用料金の額の承認及び変更の承認
法令の定め	北海道立道民活動センター条例第12条第3項 北海道立道民活動センター条例施行規則第5条
審査基準	<ul style="list-style-type: none">・ 指定管理者から申請された利用料金の額が、条例第12条第3項の別表に定める額の範囲内であるか。・ 指定管理者から申請された利用料金の額が、著しく不合理なものではないか。
標準処理期間	5日(注: 休日は含まない。)
処分担当課	総務部イノベーション推進局財産活用課(電話番号: 011-204-5056)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	